

事業再生研究機構規約

第1章 総則

(名称) 第1条 本会は、事業再生研究機構と称する。英文名は Japanese Association for Business Recovery (略称 JABR) とする。

(事務所) 第2条 本会の事務局は、理事会の定める場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的) 第3条 本会は、倒産又は事業再生に関する分野の研究又は実務に携わる者の相互の意見及び情報の交換、並びに倒産又は事業再生に関する国際協力を促進することを目的とする。

(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究会、講演会、セミナー、シンポジウムその他の会合の開催
- 二 図書を作成及び刊行その他研究結果の発表
- 三 国内外の学会若しくは研究機関又は国際機関との連絡及び協力
- 四 前三号に掲げるもののほか理事会が適当と認めた事項

第3章 会員及び会費

(会員) 第5条 第3条の目的に寄与する者で、本会の目的に賛同して、入会した者をもって会員とする。

2 本会の会員となるには、正会員2名の推薦を得て、理事会の定める方式に従って申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 会員は、次の3種とする。

- 一 正会員 倒産又は事業再生の研究又は実務の発展に寄与できる者(個人)
- 二 賛助会員 本会の事業に寄与すると認められる個人又は団体
- 三 名誉会員 倒産又は事業再生の研究又は実務の発展に特に功労のある者で総会において推薦された者

4 賛助会員については、担当者1名を正会員とみなす。

(会費) 第6条 正会員、賛助会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を喪失する。

- 一 本人から退会の申出があったとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 除名されたとき。

(除名) 第8条 会員が、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の決議により、除名することができる。

第4章 役員

(役員) 第9条 本会に、次の役員を置く。

- 一 代表理事 2名
- 二 理事 若干名
- 三 会計監事 若干名

2 理事及び会計監事は、正会員の中から総会の決議により選任する。

3 代表理事は、理事の互選とする。

4 理事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(任期) 第10条 役員は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、退任した場合又はその任期が満了した場合、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(代表理事) 第11条 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。

2 代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ指名した理事がその職務を行う。

(理事) 第12条 理事は、理事会を構成し、この規約及び総会の決議に基づき、会務を執行する。

2 理事は、専務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

(会計監事) 第13条 会計監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

- (顧問) 第13条の2 本会に顧問をおくことができる。
2 顧問は、代表理事が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

第5章 会議

- (会議) 第14条 会議は、総会及び理事会の2種とする。
- (総会) 第15条 総会は、正会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議するものとする。
2 総会は、代表理事が招集する。
- 第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2 通常総会は、年1回招集する。
3 臨時総会は、次の場合に招集する。
一 代表理事が必要と認めたとき。
二 正会員の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したとき。
- 第17条 総会の議事は、出席した正会員（次項の規定により議決権の行使を委任した会員を含む。）の過半数をもって決する。
2 総会に出席しない正会員は、書面により、総会に出席する他の正会員にその議決権の行使を委任することができる。
- (理事会) 第18条 理事会は、理事をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
一 総会に付議すべき事項
二 総会の議決した事項の執行に関する事項
三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
2 理事会は、代表理事が招集する。
3 第17条の規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 会計

- (経理) 第19条 本会の経費は会費その他の収入をもってまかなう。
- (会計) 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第7章 規約の改正

- (規約の改正) 第21条 この規約を改正するには、総会において、出席正会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第8章 その他

- (幹事) 第22条 代表理事は、本会の運営を補佐するため、正会員の中から幹事を指名することができる。
2 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (委員会) 第23条 理事会は、第4条に定める事業の遂行のために必要があると認めるときは各種委員会を設置することができる。
2 委員会の長は、理事の中から互選された者がこれに当たる。
3 委員会は、委員会の長の了解を得て本会の会員以外の者をその構成委員とすることができる。なお、委員会の構成委員名簿は理事会に提出する。

附則

- 1 本規約は、平成14年3月16日から施行する。
- 2 本会設立の準備段階より参加していた者は、本会の設立とともに本会の正会員となる。
- 3 本会設立準備中の費用については、本会がこれを負担する。

2002年 3月16日 規約承認

2013年 5月25日 規約改正

- 1 第12条2項の「常務理事」を「専務理事」と改める。
- 2 第13条の2を追加する。